

## 区 域 外 就 学 の 基 準

学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学（他の自治体に住所を有する児童生徒が美里町の学校に就学する場合。）を、下記の場合に認める。  
但し、次の条件が満たされていることを前提とする。

- ①保護者が美里町の小中学校への就学を希望していること。
- ②保護者が通学の安全について責任を持つこと。
- ③住民登録地の教育委員会が美里町への就学に同意すること。
- ④児童生徒の通学が可能であること。

※美里町に住所を有する児童生徒が美里町外の学校に就学する場合、他の教育委員会等との協議に準用する。

### 1. 美里町外に転出したが、引き続き美里町の学校へ就学を希望する場合。

(1) 学期の途中で転出した場合、次の基準で美里町の学校への就学を認める。

- 1 学期 概ね学期の半ば以降の転出の場合、学期末までの就学。
- 2 学期 同 上
- 3 学期 学期途中の転出ならば学期末（学年末）までの就学。

(2) 小学校第6学年・中学校第3学年に限り学年途中の転出ならば卒業までの就学を認める。

なお、1学期始業日を過ぎてからの転出は「学年途中」とみなす。

### 2. 美里町に転入予定で、美里町の学校に前もって就学を希望する場合。

概ね学期半ばまでに転入する予定ならば、その学期の初めから転入予定先の学校へ前もっての就学を認める。

### 3. 美里町外に転出したが、美里町の重要な学校行事に参加する場合。

美里町から転出した日の後に、美里町の学校で下記の学校行事が期間を置かずに行われる場合、その学校行事の終了まで就学を認める。

- (1) 文化祭、運動会、体育大会等の重要な校内行事。
- (2) 遠足、修学旅行等の重要な校内行事。
- (3) 中間、学期末等の試験。
- (4) 夏期休業中の学校活動。

なお、夏期休業中の学校活動の場合、1－(1)に規定する学期途中の区域外就学から連続して認めることができるものとする。

#### 4. 一時的に美里町の外に住所を異動した場合。

災害、その他の事由による一時的な転出で、短期間で美里町に戻る場合、その異動期間中は美里町の学校への就学を認める。

#### 5. 美里町に住民登録をしていないが実際に居住している場合。

美里町に住民登録をしていないが実際に居住している場合、下記の事由によるものは、美里町の学校への就学を認める。ただし、区域外就学を認める期間は、実際に居住する期間とする。

- (1) 住宅金融公庫等の融資の手続き上、美里町から住民登録を異動したが、実際には美里町に居住している場合。
- (2) 家庭内等の特別な事情により、美里町に住民登録ができない場合。

#### 6. 児童生徒の教育上必要と美里町教育委員会が認めた場合。

- (1) 特別支援学級等への入級。
- (2) その他、美里町教育委員会が児童生徒の教育上必要と認めた場合。